

## 販売委託契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」) は、株式会社慶コンサルティング (以下、「乙」) が運営するインターネット上のショッピングモール「農家.com (のうかどっとこむ)」(以下「モール」といいます) を利用した販売取引に関して、乙が運営するモールシステムに基づき、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 概要

- 1.甲は乙に対し、甲の生産・販売・出荷に係る商品 (以下、「商品」という) の販売を委託し、乙はこれを受諾する。
- 2.本契約書で使用する用語の定義は次のとおりである。
  - ・商品総額：送料を含まない売上金額 (消費税込)
  - ・注文総額：送料含む売上金額 (消費税込)

### 第2条 受託業務範囲

前条による乙の受託業務範囲は、次のとおりである。

- ・モールの運営
- ・モールでの商品販売
- ・モールで売り上げた代金の回収代行

### 第3条 商品の管理

乙が運営するモール上での商品の管理 (販売価格や在庫など) は、甲が行う。

### 第4条 システム利用手数料

- 1.甲は1ヶ月の商品総額の10パーセントをシステム利用手数料として、乙に支払う。
- 2.システム利用手数料計算の締日は毎月末日とする。
- 3.対象となる商品総額とは発送が完了した売上である。
- 4.第5条による乙から甲への支払から控除される。

### 第5条 乙が回収代行をした売上の扱い

- 1.甲のモール上の注文総額のうち乙が回収代行をした金額 (銀行振込・クレジット決済) は、乙が1ヶ月単位で翌月10日までに甲の指定口座に振り込む。
- 2.翌月10日が休日の場合は翌営業日に振り込む。
- 3.注文総額計算の締日は毎月末日とする。
- 4.対象となる注文総額とは発送が完了した売上である。
- 5.甲が指定する振込先口座が、ゆうちょ銀行または三菱東京UFJ銀行の場合は、乙が振込手数料を負担する。甲がそれ以外の金融機関への振込みを希望する場合は、振込手数料は甲が負担する。

### 第6条 甲が回収した商品総額に対するシステム利用手数料の扱い

- 1.甲が回収代行をした商品総額 (代金引換) に対するシステム利用手数料は、甲が1ヶ月単位で翌月10

日までに甲の指定口座に振り込む。

2.翌月 10 日が休日の場合は翌営業日に振り込む。

3.毎月末日を締日とする。

4.対象となる商品総額とは発送が完了した売上である。

5.対象月内に第 5 条による乙から甲への支払が発生した場合は、その支払から相殺する。

6.対象月内に第 5 条による乙から甲への支払が発生しなかった場合、あるいは乙からの支払額が本条第 1 項のシステム利用手数料よりも大きい場合は、甲から乙への支払を 1 ヶ月遅らせ、翌月の乙からの支払と相殺する。

## 第 7 条 秘密情報

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た、又は、相手方から開示を受けた相手方の営業上及び技術上の秘密情報を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に一切漏洩しないものとする。

## 第 8 条 契約の解除

甲、及び乙は、相手方について次の各号の一に該当する事由が生じたときは何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

- ・本契約の条項の一に違反したとき
- ・公租公課の滞納処分を受けたとき

## 第 9 条 本契約の有効期間

本契約の有効期間は、本契約書提出日から満 12 ヶ月とするが、期間満了までに甲乙いずれかから相手方に対して本契約終了の書面による意向表明がなされなかった場合は、期間満了日から更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第 10 条 その他

1.本契約書と併せて、「農家.com」登録申込書に必要な事項を記載し、契約を締結するものとする。

2.本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(甲) 住 所：

農家名：

氏 名：

(乙) 住 所：東京都豊島区池袋 2-60-11 ともビル 10 階

会社名：株式会社 慶コンサルティング

氏 名：蒲生 嘉達